

○立命館大学海外留学サポート奨学金規程

2012年3月7日

規程第969号

(名称)

第1条 本大学に「立命館大学海外留学サポート奨学金」(以下「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 奨学金は、海外研修および留学において、経済上の事由により参加または参加継続が困難であることが見込まれる者に対し、参加費用の一部を補助することによって参加の支援を行うことを目的とする。

(種別)

第3条 奨学金は支援の目的により次の2つの種別を置く。

- (1) 予約採用型 経済上の理由によりプログラムへの参加が困難であることが見込まれる学生の参加を支援することを目的とする奨学金
- (2) 家計急変型 プログラムへの参加決定後または参加中に家計状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる学生の参加を支援することを目的とする奨学金

(対象者)

第4条 奨学金は、正規課程の学部学生であって、次の各号のいずれかに参加する者を対象とする。

- (1) 授業科目の一部としての海外実習が含まれる海外派遣(海外インターンシップを含む。)であって、派遣期間が2か月を超える海外研修(以下「研修」という。)
- (2) 学則第50条にもとづく留学(以下「留学」という。)

2 前項にかかわらず、従前にこの奨学金を受給した者およびこの奨学金の出願の時点で「立命館大学外国人留学生授業料等減免規程」の適用を受けている者は、対象としない。

3 第1項にかかわらず、正規課程の大学院学生であって、大学間の学生交換協定により留学する者は、支給の対象者とする。ただし、「立命館大学大学院留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は除く。

(受給者)

第5条 奨学金の受給者は、当該年度の出願状況に応じて選考するものとし、この奨学金の予算の範囲で定める。

(支給金額)

第6条 奨学金の支給金額は、研修または留学の期間もしくは派遣先の地域に応じ、次の各号のとおりとする。

(1) 研修に対する支給金額 別表1

(2) 留学に対する支給金額 別表2

2 前項の派遣先の地域は、学校法人立命館旅費支給規程に定める地域区分に準ずる。ただし、派遣先が複数の地域に該当する場合は、支給金額の低い地域を派遣先の地域とする。

(募集)

第7条 予約採用型は、研修または留学の合格発表前に募集する。

2 家計急変型は、研修または留学の参加決定後から参加期間中の中で随時募集とする。

3 国際部長は、研修または留学の募集開始前日までに募集要項を定め、ホームページで公開する。

4 募集要項にはこの規程に定める事項のほか、選考に必要な出願書類を明記しなければならない。

(出願資格)

第8条 予約採用型に出願できる者は、出願の前年において当該学生の授業料を負担する者（以下「学費負担者」という。）の年間収入を合算した金額が、給与収入、年金収入金額（課税前）の場合には600万円以下である者、または事業所得金額の場合は年間所得197万円以下の者とする。ただし、学費負担者が給与所得およびその他所得を同時に得ている場合は、日本学生支援機構奨学金の基準を準用して合計所得額を算定し、出願資格を認めることがある。

2 家計急変型に出願できる者は、研修または留学の参加決定後に、学費負担者が死亡、解雇、長期療養、事業の倒産、罹災またはこれらに準ずる事由が発生し、家計状況が急変した者とする。

3 前2項にかかわらず、退職または廃業により出願時において学費負担者が無職であり、これを証明する公的書類の提出があるときは、出願資格を認めることがある。

(出願)

第9条 予約採用型の受給を希望する者は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類に家計状況を証する書類を添えて国際部長に提出しなければならない。

2 家計急変型の受給を希望する者は、第8条第2項の家計急変の事由が発生してから2か月以内に、所定の出願書類に家計状況を証する書類を添えて国際部長に提出しなければならない。

(選考および決定)

第10条 予約採用型の受給者の選考方法は、日本学生支援機構が奨学金選考において基準とする認定所得の計算方法を準用して算出する基準額を用い、基準額の低い者から順に決定する。

2 家計急変型の受給者は、出願書類を審査のうえ、予約採用型の選考結果を参酌して選考する。

3 受給者は、選考委員会の選考を経て、国際部長が決定する。

(通知)

第11条 国際部長は受給者に対し、支給の決定および支給手続を通知する。

(書類の提出)

第12条 前条の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の支給手続を完了しなければならない。

(支給条件)

第13条 受給者が前条の支給手続を完了したことを確認したときは、奨学金を支給する。

(支給方法)

第14条 予約採用型については、支給決定後、研修または留学の開始前に奨学金を一括支給する。ただし、派遣期間が2学期間を超える研修または留学の場合は、別表3に掲げる金額を同表に掲げる時期に、分割して支給する。

2 家計急変型については、奨学金支給全額の決定日から1か月以内に一括支給する。

3 奨学金は、受給者本人名義の銀行口座に振り込む方法により支給する。

(届出)

第15条 受給者は次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに国際部長に届け出なければならない。

(1) 研修または留学の参加を中止し、または期間が変更されたとき。

(2) 研修または留学に参加する要件が満たされなかったとき。

(支給の取消し)

第16条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、国際部長は、支給決定の全部または一部を取り消すことがある。この場合において、国際部長は既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求める。

(1) 出願書類等への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(2) 研修または留学の参加を中止し、または期間が変更されたとき。

(3) この奨学金の支給の要件を満たさなくなったとき。

(返還)

第17条 前条により奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に請求額を返還しなければならない。

(併給)

第18条 この奨学金は、予約採用型および家計急変型の併給を認めない。

2 この奨学金は、「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」との併給を妨げない。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2016年10月12日 規程名称、対象者等の変更に伴う全部改正)

1 この規程は、2017年2月1日から施行し、2017年2月1日以降に研修または留学に参加する者から適用する。

2 前項にかかわらず、改正前のこの規程にもとづき2016年11月30日までに支給の決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 2017年3月31日に在籍する者については、第4条第2項の「従前にこの奨学金を受給した者」とあるのは「従前に立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金またはこの奨学金を受給した者」と読み替える。

附 則 (2026年4月15日 派遣先地域区分の準拠基準の変更に伴う一部改正)

この規程は、2026年4月15日から施行し、2026年4月1日から適用する。

別表1 研修に対する支給金額 (第6条第1項第1号関係)

期間	地域	支給金額
1学期間まで	指定都市、甲	30万円
	乙	25万円
	丙	20万円
1学期間を超えて2学期間まで	指定都市、甲	40万円
	乙	35万円
	丙	30万円

別表2 留学に対する支給金額 (第6条第1項第2号関係)

期間	地域	支給上限金額
----	----	--------

1学期間	指定都市	40万円
	甲	30万円
	乙	25万円
	丙	10万円
1学期間を超えて2学期間 まで	指定都市	50万円
	甲	40万円
	乙	35万円
	丙	20万円
2学期間を超えて3学期間 まで	指定都市	90万円
	甲	70万円
	乙	60万円
	丙	30万円
3学期間を超えて4学期間 まで	指定都市	100万円
	甲	80万円
	乙	70万円
	丙	40万円

別表3 支給方法（第14条第1項関係）

期間	渡航した日の属 する年度におけ る派遣期間	地域	1回目 留学開始日から2 か月以内	2回目 留学開始日から2 学期間を経過した 時点
2学期間を超 えて3学期間 まで	1学期間	指定都市	40万円	50万円
		甲	30万円	40万円
		乙	25万円	35万円
		丙	10万円	20万円
	2学期間	指定都市	50万円	40万円
		甲	40万円	30万円
		乙	35万円	25万円
		丙	20万円	10万円
3学期間を超	1学期間	指定都市	40万円	60万円

えて4学期間 まで		甲	30万円	50万円	
		乙	25万円	45万円	
		丙	10万円	30万円	
	2学期間	指定都市		50万円	50万円
		甲		40万円	40万円
		乙		35万円	35万円
		丙		20万円	20万円